

消防団についてご協力をいただきたい事項

1. 貴団体会員の従業員の皆様が入団しやすい環境づくり

以下のような消防団への組織的なご協力

- ・ 社内通達での呼びかけなど事業所を挙げた従業員の入団促進
- ・ 事業所の自衛消防組織等の構成員の入団促進
- ・ 事業所の重機等を活用した消防団の行う救助活動等への参画

※ 大規模災害時に限定して出動する「大規模災害団員」としての入団や、勤務時間中の災害出動に関する事前の取り決めなどにより、業務とのバランスをとりながら消防団活動に貢献いただくことも可能。

2. 消防団活動を継続しやすい環境づくり

消防団員である従業員について、勤務の免除やボランティア休暇の活用を認めることや、積極的に評価する等の配慮

3. 「学生消防団活動認証制度」認証証明書の活用

大学生等が就職活動時に「学生消防団活動認証制度」に基づく認証証明書を提出した場合に、職に必要な能力等を判定するための参考とするなどの活用

4. 会議等における上記内容の周知

上記、1. ～ 3. の内容について、定例の会議や広報誌・メールマガジン等における貴団体会員の皆様への周知

拝啓

平素より、地域経済の発展と地域の安心安全の確保のために、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年、地震、台風、集中豪雨、火災等の様々な災害が多発しており、今後は、南海トラフ地震や首都直下地震など、さらに大規模な災害が発生する可能性も高いとされています。

そうした中で、熊本地震や昨年九州北部豪雨等の災害においては、消防団が消火、救助、警戒、避難誘導などの様々な場面で活躍し、重要な役割を果たしました。災害に際し、地域の安心安全を守るためには、地域住民の最も身近な存在である消防団を中心として地域における防災力を充実強化することが極めて重要です。しかしながら、現在、全国的に消防団員数は減少する傾向にあり、地域防災力の低下が懸念されています。

総務省消防庁では、これまでも消防団の充実強化に取り組んできましたが、行政の取組だけで地域防災力の充実強化を実現することはできません。特に、今日では消防団員の約7割を被雇用者が占めていることから、なによりも事業者の皆様のご理解とご協力が不可欠です。

事業者の皆様におかれましては、従業員が消防団に入団しやすく、また、消防団員である従業員が消防団活動を継続しやすい環境づくりに向け、一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

まず、従業員が入団しやすい環境づくりとして、事業所を挙げた従業員の入団促進、事業所で所有する重機などを活用した消防団活動の実施など、消防団への組織的なご協力をいただけるようお願い申し上げます。既に、事業所の自衛消防組織などの構成員が入団する事例や、社内通達で入団を呼びかけている事例などもあり、こうした取組を一層進めていただきたく存じます。

なお、総務省消防庁では、大規模な災害時のマンパワー確保の

ため、大規模な災害時に限定して出動する「大規模災害団員」の普及に取り組んでいます。このような消防団員としての入団や、勤務時間中の災害出動に関する事前の取り決めなどにより、業務とのバランスを取りながら消防団活動に貢献いただくことも可能です。ぜひ、従業員が入団を希望する場合には、積極的にご支援いただくようお願いいたします。

また、消防団活動を継続しやすい環境づくりのため、例えば、消防団員である従業員について、勤務の免除やボランティア休暇の活用を認めるなどの配慮をいただけるようお願い申し上げます。

さらに、従業員の採用にあたり、学生の消防団活動の実績を認証する「学生消防団活動認証制度」に基づく証明書の提出があった場合には、ぜひ積極的に評価していただきたく存じます。

地域の安心安全を確保するためには、様々な主体が適切に役割分担・連携しながら取り組むことが重要です。平成二十五年十二月に成立した「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」においても、このような基本的な認識のもと、事業者が従業員の消防団への加入等についてできる限り配慮することなどが定められています。

事業者の皆様におかれましても、社会を支える主体として、ともに地域防災を担っていただけるよう重ねてお願い申し上げます。

恐縮でございますが、会員の皆様には、本依頼書についてご通知をいただくようお願い申し上げます。

末筆ながら、貴会及び会員の皆様の一層のご発展をお祈り申し上げます。

敬具

平成 30 年 2 月 16 日

総務大臣

野田 聖子

日本旅館協会 会長 針谷 了 殿

消防団への入団促進について

平成30年2月

消防団の現状

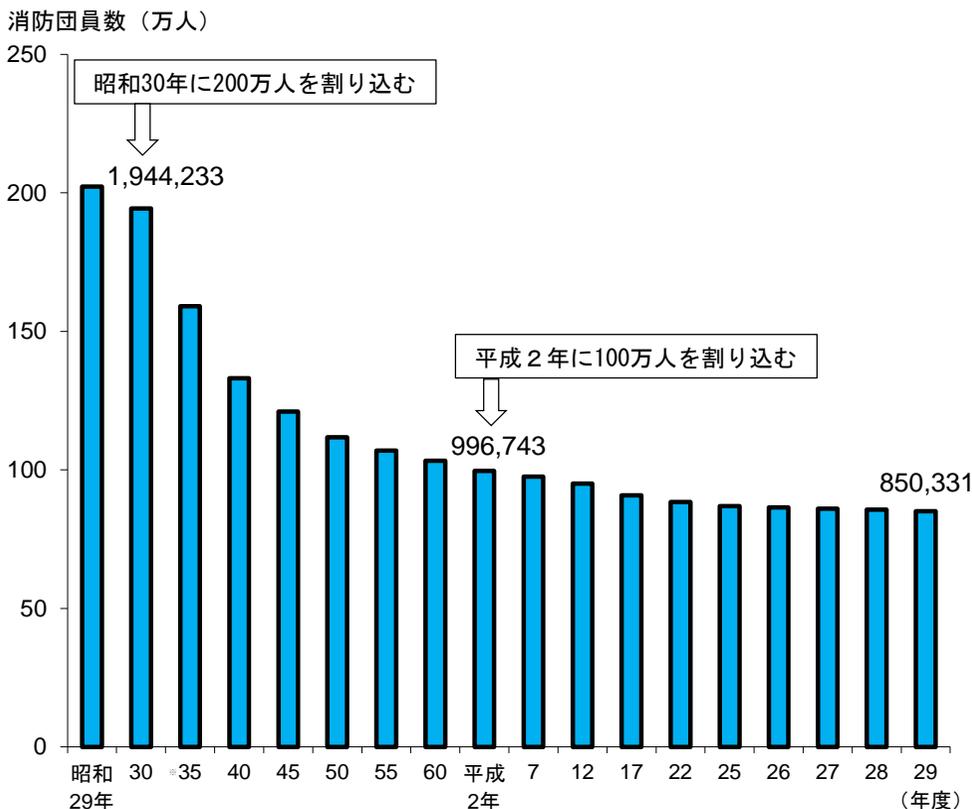
◆消防団の特質

- 消防組織法第9条～消防機関として常備消防機関と消防団(非常備消防機関)の2種類
- 団員は権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員(他方、ボランティアとしての性格も有する)
- 地域における消防防災の中核的存在(要員動員力・地域密着性・即時対応力)

1 消防団・消防団員の現況 (平成29年4月1日現在)

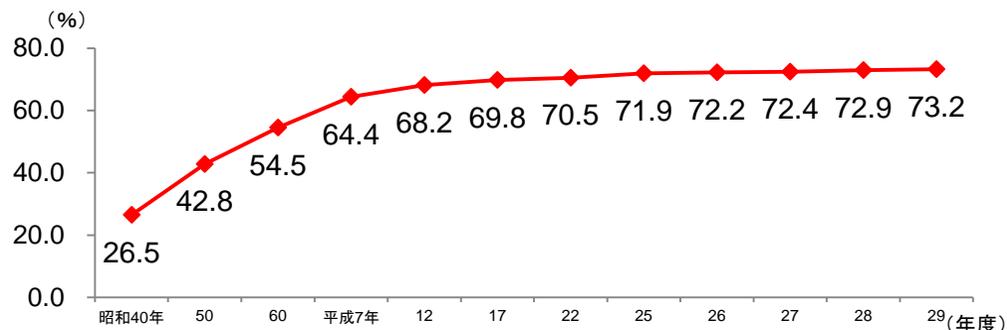
○消防団数:2,209団(全国すべての市町村に設置) ○消防分団数:22,458分団 ○消防団員数:850,331人(前年度より5,947人減少)

2 消防団員数の推移



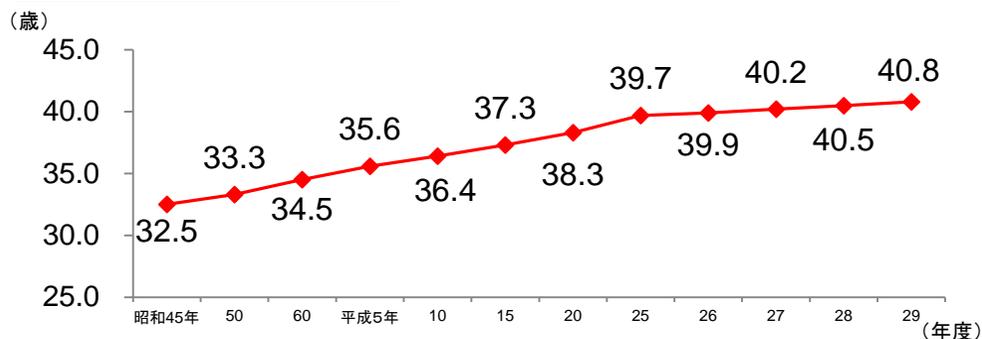
消防団員の数は、平成2年には100万人を割り、平成29年4月1日現在で約85.0万人と一貫して減少

3 被雇用者団員比率の推移



就業構造の変化により消防団員に占める被雇用者の割合が高くなってきており、被雇用者団員比率は73.2%

4 平均年齢の推移



消防団員の平均年齢は、平成29年4月1日現在、10年前の38.0歳に比べ2.8歳上昇し、40.8歳

セコム株式会社

- 従業員数：約15,500人、団員数：100人
- 社内通達で消防団への加入を呼びかけ、社をあげて消防団活動に協力。
- 勤務時間中の消火活動や訓練等への参加は、有給休暇として扱うこと、勤務時間中の活動等については上司が協力すること等を社内通達に明記。

デービー精工

- 従業員数：1,030人、団員数：83人
- 災害発生時の出動、その他消防団活動への参加については有給休暇として扱うことを就業規則に明記。

新日鐵住金株式会社 和歌山製鐵所

- 従業員数：1,943人、団員数：40人
- 消火資機材の援助、自衛消防隊の派遣に係る協定を近隣市及び事業所と締結。
- 自衛消防隊に所属する消防団員は、会社近隣で発生した災害に積極的に応援出動。勤務時間中の出動は、有給休暇として扱うことを就業規則に明記。

※ その他、災害時や訓練時等に事業所の資機材等を消防団に提供。
近隣消防団への車両の貸与、分団器具庫の土地の提供。
工場埋立地を訓練場として提供。常備消防、消防団、自衛消防隊との合同訓練など。

株式会社モリタ三田工場

- 従業員数：331人、団員数：14人
- 社員5名を団員とする「企業連携消防団」を創設。
- 社員5名は地区ごとの分団には属さず、団本部の直轄班として就業時間内に活動。自社のある工業団地内で災害があれば出動。
- 災害発生時に工場保有の消火用ホース等を提供。

株式会社日進製作所

- 従業員数：840人、団員数：101人
- 事業所の自衛消防組織の構成員の一部が入団。災害発生時の出動については有給休暇として扱うことを就業規則に明記。

日本特殊陶業株式会社 鹿児島宮之城工場

- 従業員数：721人、団員数：61人
- 事業所の自衛消防組織の構成員の一部が入団。
- 就業時間中の出動に際しては、可能な限り団員の出動に配慮し、訓練等においては勤務調整を行う等、活動に参加しやすい環境づくりに配慮。
- 勤務時間中の消防団活動は有給休暇として扱うことを就業規則に「地域貢献活動」として明記。

※ その他、自衛消防隊が、月1回の訓練、消防団との合同防災訓練や事業所独自の出初式を実施。
※ 平成19年に防災車両3台を町内消防団へ寄贈。平成26年に町内消防団の車庫更新費用の一部を寄付。

消防団協力事業所表示制度

事業所として消防団活動に協力することが、その地域に対する社会貢献及び社会責任として認められ、当該事業所の信頼性の向上につながることで、地域における防災体制が一層充実する仕組み。

認定要件

＜ 市町村消防団協力事業所（次のいずれかに該当すること） ＞

- ※市町村によって要件は異なるが、概ね次のとおり
- ・従業員が消防団に相当数入団していること
- ・従業員の消防団活動に積極的に配慮していること
- ・災害時に資機材等を消防団に提供するなど協力していること
- ・従業員による機能別分団等を設置していること 等

市町村マーク(シルバーマーク) ⇒

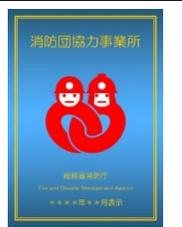


＜ 総務省消防庁消防団協力事業所（次のすべてを満たすこと） ＞

- ・市町村消防団協力事業所の認定を受けていること
- ・消防団員が従業員の概ね1割以上いること(最低5人以上)
- ・消防団活動への配慮に関して内規等に定めていること 等

消防庁マーク(ゴールドマーク) ⇒

※ 総務省消防庁消防団協力事業所数 757事業所

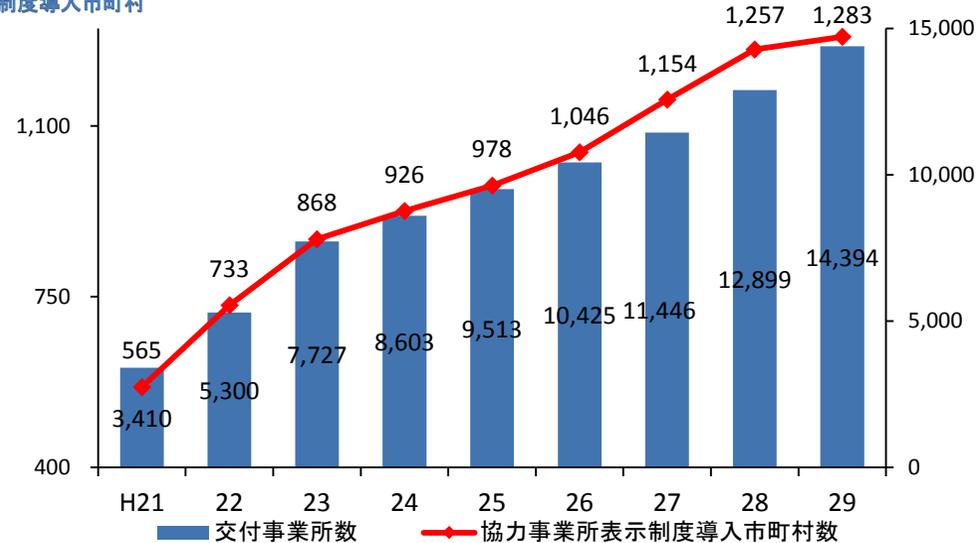


制度導入市町村・交付事業所数の推移

(平成29年4月1日現在)

制度導入市町村

市町村協力事業所数



自治体による支援策の実施状況

＜ 都道府県 26都道府県 ＞ (28都道府県)

- ①減税 3県 (28 3県)
 - ・法人事業税等の減税 (長野、岐阜、静岡)
 - 減税額: 10万円 (長野)、100万円 (静岡)、100万円 (一定の要件の場合は200万円) (岐阜)
- ②金融 3県 (28 3県)
 - ・県制度融資信用保証料割引 (宮城) ・中小企業振興資金における貸付利率の優遇 (長野)
 - ・中小企業制度融資 (島根)
- ③入札 20都道県 (28 20都道県)
 - ・入札参加資格の加点 ・総合評価落札方式の加点 など
 - (北海道、青森、宮城、秋田、山形、栃木、東京、新潟、富山、石川、福井、長野、静岡、島根、山口、徳島、高知、福岡、長崎、熊本)
- ④その他 10府県 (28 9府県)
 - ・県知事感謝状の贈呈 (富山、福井、山梨、長野、兵庫、山口、徳島、愛媛、長崎) ・物品調達における優遇 (京都) ・県ホームページでの事業所ホームページリンクの無料掲載 (山口)

消防団協力事業所表示制度導入状況等

調査対象: 1,719市町村 (※)

- 表示制度を導入している市町村 1,283市町村 (74.6%)
 - 市町村消防団協力事業所数 14,394事業所
- (※)東京都特別区は一つの市町村として計上している。

＜ 市町村 194市町村 ＞ (28 173市町村)

- ①入札 187市町村 (28 169市町村)
 - ・入札参加資格の加点 ・総合評価落札方式の加点 など
- ②その他 11市町 (28 7市町)
 - ・消防団協力事業所報償金支給制度 (秋田県能代市) ・防災行政無線設置補助 (長野県小海町)
 - ・市ホームページで事業所一覧を公開 (埼玉県さいたま市、東京都日野市)
 - ・広報誌広告掲載料の免除 (新潟県糸魚川市) ・協力事業所割引制度 (新潟県上越市)
 - ・防災行政無線戸別受信機貸与 (山梨県身延町) ・消火器の無償提供 (愛知県豊田市)
 - ・協力事業所の表彰 (青森県おいらせ町、愛知県名古屋、鹿児島県垂水市)

学生消防団活動認証制度（平成26年11月～）

真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした大学生、大学院生又は専門学生について、市町村がその実績を認証し、就職活動を支援することを目的とする。

【学生消防団活動認証制度の導入状況（H29.4.1時点）】

時点	導入済団体
H28.4.1	69
H28.12.1	91
H29.4.1	189

約2.7倍

制度の概要

認証対象者

- 1年以上の活動実績
- 在学中又は大学等を卒業して3年以内

市（町村）長

（認証の可否について審査）

「学生消防団活動認証状」及び
「学生消防団活動認証証明書」の交付

「学生消防団活動認証決定通知書」の交付

学生消防団員

消防団長

企業

就職活動時に「学生消防団活動認証証明書」を提出

消防庁様式

学生消防団活動認証状

〇〇市（町村）学生消防団活動
認証状

〇〇 〇〇 様

あなたは、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をしたので、その功績を認証いたします。
（活動内容）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市（町村）長 〇〇 〇〇 印

（消防庁様式）

学生消防団活動認証証明書

〇〇市（町村）学生消防団活動
認証証明書

下記の者は、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をしたことにより、〇〇市（町村）学生消防団活動認証制度により認証を受けた者であることを証します。

（氏名） 〇〇 〇〇
（生年月日） 平成 年 月 日
（活動内容）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市（町村）長 〇〇 〇〇 印

（消防庁様式）

「大規模災害団員」の概要

<基本的な考え方>

「大規模災害団員」は、大規模災害時に新たに業務が発生したり、人手不足となる場合に限り出動

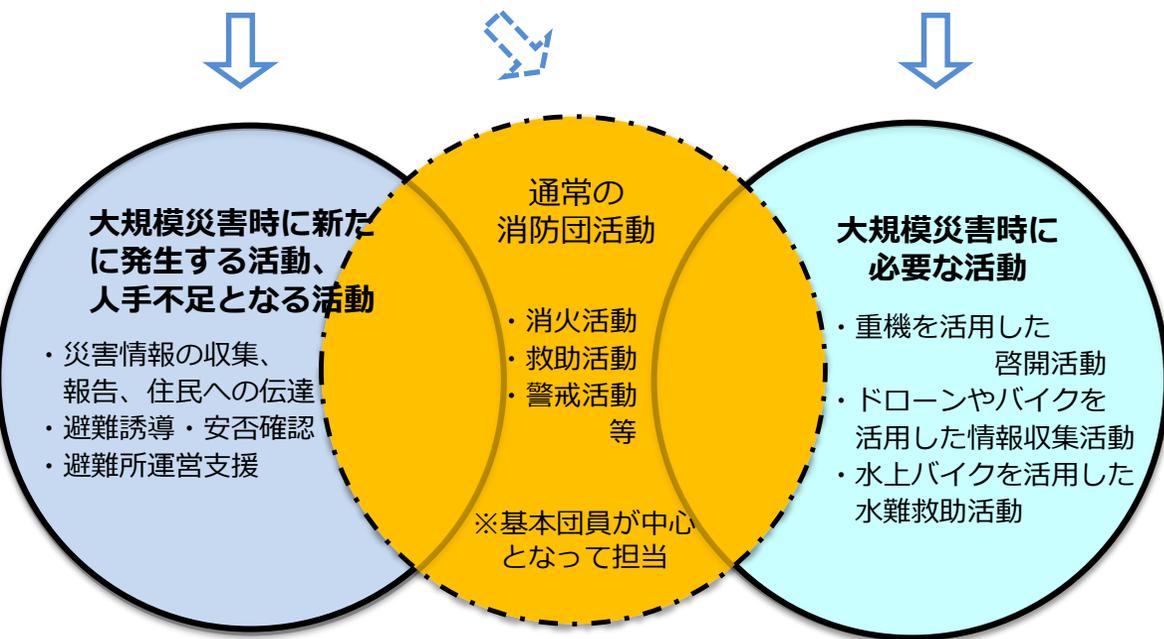
- (例) 災害種別毎の出動例
- 風水害 : 被害が広範囲に及び避難勧告の発令や避難所開設等が必要な場合 等
 - 地震・津波 : 震度5強以上、津波警報が発表された場合、避難所開設が必要な場合 等

※以下はあくまで一例であり、地域によって運用が異なり得ることに留意。

<活動内容 (例) >

【例1】
大規模災害時に新たに発生する活動等

【例2】
事業所等で所有する
資機材を活用した活動



<処遇等>

	「大規模災害団員」	(参考) 基本団員
活動場面	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害 ・大規模災害を想定した訓練 ・地域の防災訓練 <p>※式典等には必要に応じて参加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害 ・大規模災害を想定した訓練 ・地域の防災訓練 ・火災、風水害 ・操法訓練 ・救助訓練・ポンプ等点検 ・救命講習会等の研修 ・普及・啓発 (火災予防運動、年末警戒) ・式典等 (操法大会、出初式、祭り警備等)
報酬・手当	<ul style="list-style-type: none"> ・年額報酬 : 基本団員より低額でも可 ・出動手当 : 基本団員と同程度の額 	<ul style="list-style-type: none"> ・年額報酬 : 条例により規定 (交付税措置 36,500円/人/年) ・出動手当 : 条例により規定 (交付税措置 7,000円/回)
退職報償金	<ul style="list-style-type: none"> ・条例で退職報償金なしとすることも可 	<ul style="list-style-type: none"> ・階級別、勤務年数別に、条例で規定され支給される (消防基金への掛金 19,200円/人/年)
公務災害補償	<ul style="list-style-type: none"> ・公務災害補償の対象 (消防基金への掛金1,900円/人/年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公務災害補償の対象 (消防基金への掛金1,900円/人/年)